

# 京極町森林整備計画

|                              |                                                      |                                          |
|------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 計画期間                         | 自                                                    | 令和 5 年 4 月 1 日                           |
|                              | 至                                                    | 令和 1 5 年 3 月 3 1 日<br>(令和 7 年 4 月 1 日変更) |
| 変更理由                         | 地域森林計画に適合させるための変更<br>鳥獣害防止森林区域の変更<br>その他表現の適正化のための変更 |                                          |
| 変更計画が有効となる年月日 令和 7 年 4 月 1 日 |                                                      |                                          |

北 海 道  
京極町

## 目 次

|    |                                           |    |
|----|-------------------------------------------|----|
| I  | 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項                | 1  |
| 1  | 森林整備の現状と課題                                | 1  |
| 2  | 森林整備の基本方針                                 | 1  |
|    | （1）地域の目指すべき森林資源の姿                         |    |
|    | （2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策                |    |
|    | （3）その他必要な事項                               |    |
| 3  | 森林施業の合理化に関する基本方針                          | 4  |
| II | 森林の整備に関する事項                               | 5  |
| 第1 | 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）             | 5  |
| 1  | 樹種別の立木の標準伐期齢                              | 5  |
| 2  | 立木の伐採（主伐）の標準的な方法                          | 5  |
| 3  | その他必要な事項                                  | 6  |
| 第2 | 造林に関する事項                                  | 7  |
| 1  | 人工造林に関する事項                                | 8  |
|    | （1）人工造林の対象樹種                              |    |
|    | （2）人工造林の標準的な方法                            |    |
|    | （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間                        |    |
| 2  | 天然更新に関する事項                                | 10 |
|    | （1）天然更新の対象樹種                              |    |
|    | （2）天然更新の標準的な方法                            |    |
|    | （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間                        |    |
| 3  | 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項                | 12 |
| 4  | 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準   | 12 |
|    | （1）造林の対象樹種                                |    |
|    | （2）生育し得る最大の立木の本数                          |    |
| 5  | その他必要な事項                                  | 12 |
| 第3 | 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準 | 13 |
| 1  | 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法                 | 13 |
| 2  | 保育の種類別の標準的な方法                             | 13 |
|    | （1）下刈                                     |    |

|                                                          |    |
|----------------------------------------------------------|----|
| (2) 除伐                                                   |    |
| (3) つる伐り                                                 |    |
| 3   その他間伐及び保育に関する必要な事項                                   | 14 |
| 第4   公益的機能別施業森林等の整備に関する事項                                | 14 |
| 1   公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法                        | 14 |
| (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）               |    |
| (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林 |    |
| 2   木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法    | 16 |
| (1) 区域の設定                                                |    |
| (2) 森林施業の方法                                              |    |
| 3   その他必要な事項                                             | 17 |
| (1) 水資源保全ゾーン                                             |    |
| (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）                                     |    |
| (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）                                    |    |
| 第5   委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                       | 18 |
| 1   森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                       | 18 |
| 2   森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策                   | 18 |
| 3   森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項                             | 18 |
| 4   森林経営管理制度の活用に関する事項                                    | 19 |
| 5   その他必要な事項                                             | 19 |
| 第6   森林施業の共同化の促進に関する事項                                   | 19 |
| 1   森林施業の共同化の促進に関する方針                                    | 19 |
| 2   施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策                            | 19 |
| 3   共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項                               | 19 |
| 4   その他必要な事項                                             | 20 |
| 第7   作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項                      | 20 |
| 1   効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項                | 20 |
| (1) 路網密度の水準                                              |    |
| (2) 作業システムに関する基本的な考え方                                    |    |
| 2   作業路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項                        | 21 |
| 3   作業路網の整備に関する事項                                        | 21 |
| (1) 基幹路網に関する事項                                           |    |
| (2) 細部路網に関すること                                           |    |

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| (3) 基幹路網の維持管理に関する事項                    |           |
| 4   その他必要な事項                           | 22        |
| 第8   その他必要な事項                          | 22        |
| 1   林業に従事する者の養成及び確保に関する事項              | 22        |
| (1) 人材の育成・確保                           |           |
| (2) 林業事業体の経営体質強化                       |           |
| 2   森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項    | 23        |
| 3   林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項        | 23        |
| <b>Ⅲ  森林の保護に関する事項</b>                  | <b>24</b> |
| 第1   鳥獣害の防止に関する事項                      | 24        |
| 1   鳥獣害森林防止区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法      | 24        |
| (1) 区域の設定                              |           |
| (2) 鳥獣害の防止の方法                          |           |
| 2   その他必要な事項                           | 25        |
| 第2   森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除その他の森林の保護に関する事項 | 25        |
| 1   森林病虫害等の駆除及び予防の方法                   | 25        |
| (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法               |           |
| (2) その他                                |           |
| 2   鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）             | 25        |
| 3   林野火災の防除の方法                         | 26        |
| 4   森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項       | 26        |
| 5   その他必要な事項                           | 26        |
| (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林      |           |
| (2) その他                                |           |
| <b>Ⅳ  森林の保健機能の増進に関する事項</b>             | <b>26</b> |
| 1   保健機能森林の区域                          | 26        |
| 2   保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 | 26        |
| 3   保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項      | 27        |
| (1) 森林保健施設の整備                          |           |
| (2) 立木の期待平均樹高                          |           |
| 4   その他の必要な事項                          | 27        |
| <b>Ⅴ  その他森林の整備のために必要な事項</b>            | <b>27</b> |

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 1 森林経営計画の作成に関する事項 .....                    | 27 |
| (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項                      |    |
| (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域               |    |
| 2 生活環境の整備に関する事項 .....                      | 28 |
| 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項 .....                 | 28 |
| 4 森林の総合利用の推進に関する事項 .....                   | 28 |
| 5 住民参加による森林の整備に関する事項 .....                 | 28 |
| (1) 地域住民参加による取組に関する事項                      |    |
| (2) 上下流連携による取組に関する事項                       |    |
| (3) その他                                    |    |
| 6 その他必要な事項 .....                           | 29 |
| 別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域 ..... | 32 |
| 別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域 .....               | 33 |
| 別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在 .....          | 33 |
| 別表4 鳥獣害防止森林区域 .....                        | 34 |

## 京極町の位置



## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、後志総合振興局管内の北東に位置し、羊蹄山麓の東裾にあって周囲はおおむね山岳に囲まれ東は札幌市、西は倶知安町、南は喜茂別町、北は赤井川村に接しています。

地勢は、大部分が丘陵起伏して平坦地は少なく、後志最大の一級河川尻別川の流域と、その支流であるワッカタサップ川、パーペナイ川の三河川の流域は高台地となっています。

本町の総面積は 23,149ha であり、そのうち森林面積は 17,526ha と総面積の 76%を占めており、森林に恵まれているといえます。国有林は 7,337ha、民有林面積は 9,864ha で、その内訳は一般民有林 8,944ha、道有林 920ha となっています。一般民有林のうちカラマツ及びトドマツを主体とした人工林の面積は 3,049ha で、人口林率は 34%と多くを占めており、今後も保育や間伐を適正に実施していくことが重要です。

また、今後次々と伐期を迎える 40 年生を超える林分が 1,790ha あり林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

近年の林業を取り巻く環境は依然として厳しく、木材産業の低迷、林業経営費の上昇などに起因して林業生産活動が全般にわたって停滞し、間伐や保育などが適正に実施されていない森林が増加しています。このため、人工林の間伐や保育の適正な実施、優良天然林の育成などを地域ぐるみで計画的に整備を進めていくことが重要です。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮しつつ、さらには放射性物質の影響等も考慮し適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源の涵養<sup>ひん</sup>の機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林<sup>ひん</sup>」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について「生

活環境保全林」、及び保健文化の維持推進を図るための森林施業を維持すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

また、「水源涵養林」において、木材等生産機能も併せて維持増進を図るべき区域については、「木材等生産林」との重複区域として設定することとします。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における適確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

## （２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備の基本方針は次表のとおりとします。

### 【森林の区域と森林整備の基本方針】

#### 公益的機能別施業森林

| 重視すべき機能            | 森林の区域    | 望ましい森林の姿                                                                               | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                            |
|--------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水源涵養機能             | 水源涵養林    | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。 |
|                    | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。             | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。                 |
| 山地災害防止機能<br>土壌保全機能 | 山地災害防止林  | 下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土                                    | 災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。                                   |

|          |         |                                                      |                                                                                                                                    |
|----------|---------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |         | 壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。       | また保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。                                                          |
| 快適環境形成機能 | 生活環境保全林 | 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。 | 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。 |

| 重視すべき機能                            | 森林の区域       |         | 望ましい森林の姿                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------|-------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保健・レクリエーション機能<br>文化機能<br>生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林 |         | <p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p> <p>史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した設備が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。</p> | <p>保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施策を推進する。</p> <p>また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物など一体となって潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p> |
|                                    | 生物多様性ゾーン    | 水辺林タイプ  | 日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や、周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                                                                                                                                                                                                             | 水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施策を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施策を推進する。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                                    |             | 保護地域タイプ | 原生的な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。                                                                                                                                                                                                                                    | 希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施策を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮し、生態系として重要な森林の                                                                                                                                                                                                                                                           |

|  |  |  |  |             |
|--|--|--|--|-------------|
|  |  |  |  | 適切な保全を推進する。 |
|--|--|--|--|-------------|

### 公益的機能別施業森林以外の森林

| 重視すべき機能 | 森林の区域            | 望ましい森林の姿                                                                                        | 森林の整備及び保全の基本方針                                                                                                                                                  |
|---------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産機能 | 木材等生産林           | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。                      | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |
|         | 特に効率的な森林施業が可能な森林 | 特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。    |

### (3) その他必要な事項

- ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐を伴う裸地面積の縮小及び分散を図るように努めることとします。
- イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ウ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。

## 3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村、国有林等の流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等

について、計画的かつ総合的に推進することとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進に当たっては、地域の関係者が連携し、路網整備の推進や森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取り組むこととします。

## Ⅱ 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

本町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林における、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、平均伐採期及び森林の構成を勘案して次のとおり定めます。

| 樹種  |                        | 標準伐期齢 |
|-----|------------------------|-------|
| 人工林 | エゾマツ・アカエゾマツ            | 60    |
|     | トドマツ                   | 40    |
|     | カラマツ(グイマツとの交配種を含む)     | 30    |
|     | その他針葉樹                 | 40    |
|     | カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む）  | 30    |
|     | ヤナギ                    | 5     |
|     | その他広葉樹                 | 40    |
| 天然林 | 主として天然下種によって生立する針葉樹    | 60    |
|     | 〃 広葉樹                  | 80    |
|     | 主としてぼう芽によって生立する広葉樹（注2） | 25    |

（注1）敷料等の木質バイオマス利用の促進を図るため短伐期で主伐を繰り返すヤナギ林に限ることとし、保安林及び保安施設地区並びに公益的機能別施業森林は除きます。

（注2）「主としてぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められるものであり、森林経営計画の認定基準や、保安林の伐採における適否判定基準等に利用されます。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、立木を伐採することとします。

##### （1）主伐

主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

## ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち、イの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、地質、土壌等の自然条件のほか車道等や集約からの距離といった社会的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置や景観への影響に配慮し、適確な更新を図ることとします。

また、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20ヘクタールを超えないよう、伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散に努めることとします。

伐採の時期については、地域の森林の齢級構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能発揮との調和に配慮することとします。

## イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持推進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

なお、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等を考慮して行うこととします。

なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保全させることに特に留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

## 3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林に関する留意事項

木材等生産林においては、持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採に努めることとします。

- (2) その他伐採に関する留意事項

ア 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取組み、資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐等により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害は少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

イ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

ウ 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。

（ア）確実な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

（イ）土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

（ウ）野生生物の生育・生息の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

エ 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

オ 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。

また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。

カ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

キ 特色ある森林景観や野生生物の生育・生息環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

特に、クマゲラ、シマフクロウ、クマタカ及びオオタカなどの希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。

ク 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

なお、詳細については別添「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整整第1157号林野庁長官通知）によることとします。

## 第2 造林に関する事項

Ⅰの2の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項を踏まえ、適切な森林の施業方法により造林することとします。

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランのもとで検討することとします。

#### (1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定することとします。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に、河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

| 区分        | 樹種名                                                           | 備考 |
|-----------|---------------------------------------------------------------|----|
| 人工造林の対象樹種 | カラマツ、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ<br>グイマツ（F1含む）、<br>カツラ、カンバ類、ミズナラ、その他郷土樹種 |    |

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

(ア) 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に、水源涵養林、山地災害防止林<sup>かん</sup>にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。

(イ) 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

(ウ) 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(エ) 植栽時期は次表のとおり春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

【植栽時期】

| 区分  | 樹 種         | 植栽期間        |
|-----|-------------|-------------|
| 春植え | トドマツ、アカエゾマツ | 4月上旬～ 6月下旬  |
|     | カラマツ、その他    | 4月上旬～ 6月下旬  |
| 秋植え | トドマツ、アカエゾマツ | 9月下旬～ 11月下旬 |
|     | カラマツ、その他    | 9月下旬～ 11月下旬 |

(オ) コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアの(エ)の【植栽時期】によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

(カ) 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減を積極的に検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツ雑種F1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

| 仕立ての方法 | 樹 種   |       |        |       |       |
|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
|        | カラマツ  | トドマツ  | アカエゾマツ | その他針  | 広葉樹   |
| 密仕立て   | 2,500 | 2,500 | 2,500  | 2,500 | 2,500 |
| 中庸仕立て  | 2,000 | 2,000 | 2,000  | 2,000 | 2,000 |
| 疎仕立て   | 1,500 | 1,500 | 1,500  | 1,500 | 1,500 |

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うように努めるものとします。

(カ) 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一環作業システムの導入について努めることとします。

(キ) コンテナ苗の植栽時期については第2の(2)の(ウ)の時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう努めることとします。

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新による場合は2の(3)によることとします。

#### 【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

京極町のカラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。

↓

京極町森林整備計画で示すカラマツの標準的な植栽本数が2,000本/haとすると、  
 $2,000 \times 0.3 = 600$   
となり、カラマツは概ね600本以上植栽することとなります。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととします。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、天然下種更新ではイタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモなど高木性の樹種とし、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラなど高木性でぼう芽性の強い樹種とします。

| 区分        | 樹種名                                    | 備考 |
|-----------|----------------------------------------|----|
| 天然更新の対象樹種 | イタヤカエデ、カンバ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ミズナラ、ヤチダモ等 |    |

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上適切な樹種を選択することに努めるものとします。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の完了の判断基準

第3の2(2)ウに定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林にあっては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあっては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの

区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」（平成 24 年 5 月 15 日付け森林第 111 号森林計画課長通知）によることとします。

（注 1）高木性樹種とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が 10m 以上になる樹種です。

（注 2）稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

（注 3）稚齢林とは、伐採後おおむね 15 年生未満の森林をいいます。

（注 4）立木度とは、幼齢林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度 3 は期待成立本数の 3 割が更新した状態をいいます。なお、伐採後 5 年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は、別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

|                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|
| $\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} \div \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数（注 6）} \times 10$ |
|------------------------------------------------------------------------------|

（注 5）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

（注 6）「天然更新をすべき期間は満了した日における期待成立本数」

| 広葉樹 |              | 針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる） |          |
|-----|--------------|--------------------|----------|
| 階層  | 期待成立本数       | 階層                 | 期待成立本数   |
| 上層  | 300 本/ha     | 上層（カラマツ）           | 300 本/ha |
| 中層  | 3, 300 本/ha  | 上層（その他の針葉樹）        | 600 本/ha |
| 下層  | 10, 000 本/ha |                    |          |

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木より樹冠面積の小さいもの

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合には、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な

箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし、植栽により更新を図ることとします。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

ア 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林

イ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

また、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

特に、カラマツやトドマツなどの人工林資源の保続を図る必要があることから、第4の2において木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域に位置づけられている森林のうちの人工林、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて確実かつ早期に更新を図るため、当該ゾーンの全森林について指定します。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林の区域は別表4のとおり

なお、上記の森林において、主伐を行う場合は、「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります（注）。

（注）植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

2の(2)において記載している「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」による

## 5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

I の2の森林整備の基本方針を踏まえ、適切な森林の施業方法により、間伐及び保育を実施することとします。

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返すこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。
- なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

| 樹種<br>(生産目標)                    | 施業方法                                              | 間伐の時期（林齢） |    |    |    |    | 間伐の方法                                                                    |
|---------------------------------|---------------------------------------------------|-----------|----|----|----|----|--------------------------------------------------------------------------|
|                                 |                                                   | 初回        | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |                                                                          |
| カラマツ<br>【グイマツとの交配種を含む】<br>(一般材) | 植栽本数：2,000 本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：450 本/ha | 24        | 35 | 47 | —  | —  | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率(材積率)：20～35%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：11 年<br>標準伐期齢以上：12 年 |
| トドマツ<br>(一般材)                   | 植栽本数：2,000 本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400 本/ha | 20        | 28 | 36 | 45 | —  | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率(材積率)：20～35%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：8 年                  |
| アカエゾマツ<br>(一般材)                 | 植栽本数：2,000 本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400 本/ha | 21        | 30 | 39 | 48 | 57 | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率(材積率)：20～35%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：9 年                  |

(注1)「カラマツ間伐施業指針」、「トドマツ人工林間伐の手引き」及び「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なることに留意すること。

(注3) トドマツ、アカエゾマツは京極町の地位及び気候条件等に応じて間伐時期（林齢）を設定した。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

##### (1) 下刈り

下刈りは、植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るため、

特に作業の省力化、効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

## (2) 除伐

除伐は、下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成の対象とすることとします。

## (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期等については、次表のとおりとします。

【保育の標準的な方法】

| 樹種     | 植栽年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| カラマツ   | 春   | ① | ② | ② | ① | ① |   |   |   |   |    |
|        | 秋   |   | ② | ② | ② | ① | ① |   |   |   |    |
| トドマツ   | 春   | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |
|        | 秋   |   | ② | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |
| アカエゾマツ | 春   | ① | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |
|        | 秋   |   | ② | ② | ② | ① | ① | ① | ① | ① | ①  |

| 樹種     | 植栽年 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| カラマツ   | 春   | △  |    |    |    |    |    | △  |    |    |    |
|        | 秋   |    | △  |    |    |    |    |    | △  |    |    |
| トドマツ   | 春   |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |    |
|        | 秋   |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |
| アカエゾマツ | 春   |    |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |
|        | 秋   |    |    |    |    |    |    | △  |    |    |    |

(注1) カラマツには、グイマツ等を含む。

(注2) 記載例 ①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り、除伐等

## 3 その他間伐及び保育に関する必要な事項

木材等生産林に関しては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養<sup>かん</sup>林）

##### ア 区域の設定

水源涵養<sup>かん</sup>機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源<sup>かん</sup>地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養<sup>かん</sup>機能の評価区分が高い森林など水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成すべき森林その他水源涵養<sup>かん</sup>機能維持林以外の森林

##### ア 区域の設定

##### (ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、その他山地災害防止／土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### (イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### (ウ) 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定

め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部皆伐をすることを可能とします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表3のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を別表2のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

また、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

なお、木材生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

### (2) 森林施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

| 森林の区域          | 区域の設定の基準                                                                                                       | 施業の方法に関する指針                                                                                       |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 木材等生産林         | 林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。 | 木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。 |
| 特に効率的な施業が可能な森林 | 上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。                                                             | 上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。                                                                         |

なお、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産生産目標に応じた林齢で伐採するものとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

| 樹種                 | 主伐時期 | 仕立て方法 | (参考) 主伐時期の平均直径 |
|--------------------|------|-------|----------------|
| カラマツ（グイマツとの交配種を含む） | 60年  | 中庸仕立て | 30cm           |
| トドマツ               | 50年  | 中庸仕立て | 30cm           |
| アカエゾマツ             | 70年  | 中庸仕立て | 30cm           |

### 3 その他必要な事項

本町の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため、1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

#### (1) 水資源保全ゾーン

##### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然的条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、林小班単位で定めます。特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

##### イ 森林施業の方法

1の水源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

また、特に急傾斜地等土砂の崩壊又は流出するおそれのある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあたっては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等へ水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう、きめ細かな配慮を行うこととします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

#### (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

##### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、本町が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。本町において区域の設定はありません。

##### イ 森林施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表攪乱を最小限に抑えることとします。

### (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

#### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、本町が特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。本町において区域の設定はありません。

#### イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町における一般民有林の森林所有者は、5ha 未満の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の89%と大半を占めています。また、管内の一般民有林のうち、36%はカラマツ、トドマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、ようてい森林組合及びその他の民間林業事業体による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

### 2 森林の経営の受委託等による規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すこととします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森

林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、町が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用に努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

#### 5 その他必要な事項

特になし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は5ha 未満の小規模な森林所有者が多く、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の集約化を図っていくこととします。

森林施業の協同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要であり、このため、市町村及び森林組合等による集落懇談会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林法第10条の11の8第1項で規定される施業実施協定の締結の促進を図り、森林施業の協同実施及び作業道路網の維持管理等について森林施業の共同化をより確実に進めます。

また、NPO法人等が、森林整備ボランティアを実施している箇所については、森林法第10条の11の8第2項の協定の締結の促進をはかり、NPO法人等のボランティア活動の場の確保を図るとともに、一定基準以上の森林施業の質の確保と、確実な実施を確保します。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林施業を実施する際は、次のことに留意することに努めることとします。

- (1) 共同森林施業実施者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業者、土場、作業場等の施設設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- (2) 共同森林施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、

林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

- (3) 共同施業実施者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の実効性が損なわれないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

#### 4 その他必要な事項

特になし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

##### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

| 区分            | 作業システム    | 路網密度     |          |
|---------------|-----------|----------|----------|
|               |           |          | 基幹路網     |
| 緩傾斜地（0°～15°）  | 車両系作業システム | 110以上    | 35以上     |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 85以上     | 25以上     |
| 急傾斜地（30°～）    | 架線系作業システム | 20<15>以上 | 20<15>以上 |

(注1)「車両系作業システム」とは、フォワーダ等を活用した車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

##### (2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置

することとします。

| 傾斜区分               | 伐倒            | 集材《木寄せ》           | 造材          | 巻立て           |
|--------------------|---------------|-------------------|-------------|---------------|
| 緩傾斜地<br>(0° ~15°)  | フェラーバン<br>チャー | トラクター【全木集材】       | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ      |
|                    |               | 《グラップルローダ》        |             | (ハーベスタ・プロセッサ) |
|                    | フェラーバン<br>チャー | スキッド【全木集材】        | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ      |
|                    |               |                   |             | (ハーベスタ・プロセッサ) |
|                    | ハーベスタ         | トラクター【全幹集材】       | ハーベスタ       | グラップルローダ      |
|                    |               | 《グラップルローダ》        |             | (ハーベスタ)       |
|                    | ハーベスタ         | フォワーダ【短幹集材】       | (ハーベスタ)     | (フォワーダ)       |
| 中傾斜地<br>(15° ~30°) | チェーンソー        | トラクター【全木集材】       | ハーベスタ・プロセッサ | グラップルローダ      |
|                    |               | 《グラップルローダ》        |             | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| 急傾斜地<br>(30°)      | チェーンソー        | スイングヤーダ<br>【全幹集材】 | チェーンソー      | グラップルローダ      |
|                    |               |                   | ハーベスタ・プロセッサ | (ハーベスタ・プロセッサ) |

※ ( ) は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法

※ 集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 作業路網の整備に関する事項と路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する事項

作業路網と併せて、効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を次のとおり設定します。

| 路網整備等<br>推進区域名 | 面積<br>(ha) | 開設予定路線 | 開設予定<br>延長 (m) | 対図<br>番号 | 備考    |
|----------------|------------|--------|----------------|----------|-------|
| 北岡             | 144        | 北岡     | 1,200          | 1        | 林業専用道 |

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

単位 延長：km 面積：ha

| 振興局 | 開設／<br>拡張 | 種類   | 区分         | 路線名 | 延長及び<br>箇所数 | 利 用<br>区 域<br>面 積 | 前半5ヵ年の<br>計画箇所 | 対図<br>番号 | 備考 |
|-----|-----------|------|------------|-----|-------------|-------------------|----------------|----------|----|
| 後志  | 開設        | 自動車道 | 林 業<br>専用道 | 北岡  | 1.2-1       |                   |                |          |    |

## (2) 細部路網に関すること

### ① 細部路網の作設に関する留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整備第656号林野庁長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

## (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整備第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理します。

## 4 その他必要な事項

効率的、合理的な森林施業を行うため、機械管理施設、災害防止施設、その他森林の整備及び保全に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、施設コストの低減に努めるものとします。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

### (1) 人材の育成・確保

新規の林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの育成など、研修制

度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ることとします。また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとします。

## (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めることとします。

また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

さらに、林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」により、森林所有者等が客観的情報に基づき森林整備等の受託者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業の実施や労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成に取り組むこととします。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材の生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、従来からのチェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタ、フェラーバンチャ、プロセッサ等による伐倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダ、スキッド等による短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的、省力化の作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入を推進するに当たっては、地域における地形、資源、作業量及び林業労働の動向を踏まえ、森林組合を中心に効果的、効率的な導入に努めます。

なお、作業種による高性能機械を主体とした林業機械の導入目標は次表のとおりとします。

| 作業の種類     |          | 現 状           | 将 来                      |
|-----------|----------|---------------|--------------------------|
| 伐採、伐倒     |          | チェーンソー、ハーベスタ  | チェーンソー、ハーベスタ<br>フェラーバンチャ |
| 造材        |          | チェーンソー、ハーベスタ  | チェーンソー、ハーベスタ<br>プロセッサ    |
| 集材        |          | 林内作業車・小型集材車   | 林内作業車・小型集材車              |
| 造林<br>保育等 | 地拵<br>下刈 | チェーンソー<br>草刈機 | チェーンソー<br>草刈機            |
|           | 枝打       | 人力            | リモコン自動枝打機                |

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

当町においては、素材生産・加工工場は存在せず、林産物の生産・流通・加工・販売施設の整備計画も予定していませんが、地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の

利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めることとします。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成 23 年 3 月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 ）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第 1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

###### （1）区域の設定

区域の設定対象とする森林は、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁官通知）に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ及び、エゾシカ被害マップデータ等に、食害や剥皮等の被害がある森林又は、それら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表 3 のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民からの情報、その他エゾシカによる森林被害又は、生育情報により補正することとします。

###### （2）鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおりエゾシカによる被害防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は、組み合わせ推進するとともに、被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調

整することとします。(関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画)

特に、生息密度が高い地域においては、巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し又は、そのおそれのある森林については、森林組合、林業事業体等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害森林防止区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業体や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び防除、火災の防除、その他の森林保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護施設等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を的確に把握し、次の事項に考慮して適時適切にこなうこととします。特に現在・過去において諸被害にあった場所においては、同一樹種、同一林齢の人工林を大面積に造成することを避け、多様な樹種・林齢による人工林の造成や、バランスよく残すこと等により被害のリスクの低減を図ることとします。

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うものとします。

特に、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、本町では確認されていませんが、渡島檜山森林計画区において確認され、拡大しています。今後急速に拡大した場合、ナラ類資源の保続に大きな影響を与えるおそれがあることから、被害木を早期発見するため、関係機関が連携して巡視活動を行うとともに、森林所有者や地域住民の協力が得られるよう普及啓発に努めることとします。

さらに、被害地の近隣での未然防止に努めるとともに、被害木が発見された場合には、被害発生地の状況を考慮したうえで適切に処理を行うなど、関係機関が連携してナラ枯れ被害の拡大防止に努めることとします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、本町と道の振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

### 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

ア エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはネズミの生息場所とな

る枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置などの対策を実施することとします。

イ 鳥獣害森林防止区域のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。

ウ 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業体等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、必要に応じて、野生鳥獣の生育環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の防除の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

京極町林野火災予消防対策実施方針に基づき林野火災危険期間中（4～6月）の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏季若しくは秋季に行うようにする。やむを得ず火入れを行う場合には、火入れ方法や許可附帯条件の遵守及び火入れ跡地の完全消化を確認し、万全を期することとする。

（関連法令：京極町火入れに関する条例、京極町火入れに関する規則）

### 5 その他必要な事項

#### （１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

本町に該当する林分はありませんが、今後病虫害の蔓延等のため緊急に伐採駆除等を必要とする事態が発生した場合は、ここに定める森林以外の森林であっても伐採の促進に関する指導等を実施することがあります。

#### （２）その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどの防止対策に努めることとします。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

#### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第3条に基づいて定める森林保健機能森林の区域については、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の動向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定するものとします。

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

森林保健機能森林の整備にあたっては、既存の森林施業計画を利用し、森林と森林保健施設を一体的に整備するため当該森林施業計画を変更し、対象森林の保健機能の増進を図るための計画（以下「森林保健機能増進計画」という。）を作成し、森林施業と一体とした施設整備を、計画的かつ一体的に進めるものとします。

優れた風致、景観の保持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。

また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

###### （１）森林保健施設の整備

森林保健施設の整備にあたっては、自然環境の保全等に配慮し、地域の実情を踏まえ行うこととします。ただし、保健機能森林の区域内の自然公園地域（普通地域を除く。）では、当該自然公園利用計画にそぐわない森林保健施設は計画しないこととします。

なお、該当する施設を次のとおり定めます。

| 該 当 施 設           |
|-------------------|
| 遊歩道、展望施設、その他管理施設等 |

###### （２）立木の期待平均樹高

期待平均樹高は、整備しようとする施設の高さを制限する際に用いる基準であり、施設は、原則次の表で示す高さ未満にしなければなりません。

| 樹 種   | 期待平均樹高（m） |
|-------|-----------|
| カラマツ類 | 20        |
| その他   | 15        |

##### 4 その他の必要な事項

特になし

## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、当町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第6の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第7の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

特になし

### 2 生活環境の整備に関する事項

特になし

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

特になし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

川西地区の位置する「げんきの森」は、平成17年度町有林伐採跡地に町木であるミズナラを植林。同年京極町森と緑の会において緑化活動拠点として設定。植樹会、下刈り、殺そ剤散布など小さい苗木から育てあげる保育活動を中心に実施、将来住民の憩いの拠点になるよう保育管理を行う。

脇方地区に位置する平成28年度町有林伐採跡地の一部は、「ほっかいどう企業の森林づくり」事業の趣旨に呼応した生活協同組合コープ札幌と京極町とが森林整備協定に基づく緑化活動拠点として追加するもので、5年間で0.5haの植林するものである。

| 施設の種類 | 現状  |        | 計画  |                                       | 対図番号 |
|-------|-----|--------|-----|---------------------------------------|------|
|       | 位置  | 規模     | 位置  | 規模                                    |      |
| げんきの森 | 字川西 | 2.52ha | 字川西 | げんきの森 2.52ha<br>遊歩道 1.00km<br>展望台 1箇所 | 2    |

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

森林に対する住民のニーズは高度・多様化しており、住民の理解と協力の下、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を推進していくことが必要です。様々な体験活動を通じて森林と関わる形で森林利用への期待が高まっていることから、森林所有者などの理解と協力を得ながら、開かれた

森林を確保しその整備を進めるとともに、森林環境教育や健康づくりなどの森林利用を推進していくこととします。さらに、森林の多面的機能を高度に発揮させながら、森林、林業をはじめとする地域全体の活性化を図るため、「第6次京極町総合計画」構想を推進していくこととします。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

森と緑の会や林友会をはじめ、住民参加による枝打ちや間伐などの林業体験活動や、公共事業をはじめとする住宅建築に地元産木材の利用などを積極的に推進します。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特になし

(3) その他

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する町民理解を得ていくためには、子供の頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子供の頃から木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」の推進に務めることとします。

## 6 その他必要な事項

(1) 特定保安林の整備に関する事項

特になし

(2) 法律により施業について制限を受けている森林の施業方法

該当する法律に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

ア 保安林及び保安施設地区の地区内の森林保安林及び保安施設地区の施業方法に係る一般的留意事項は、次のとおりです。なお、保安林及び保安施設地区の施業方法については、個々に指定施業要件が定められていますが、制限の決定及び立木伐採の許可等の処理は、保安林制度の一環として行われますので、留意が必要です。

(ア) 主伐の方法

a 伐採できる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

b 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定無し（皆伐を含む）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

(イ) 伐採の限度

a 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。

b 一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

(a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱をすることが適当と認められる森林に限る）については、20haを超えないこととします。

(b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。

- (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持又は強化を図る必要があるものについては、20haを超えないこととします。
- c 防風・防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20mにわたり帯状に残存させなければなりません。
- d 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとします。
- e 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採をしようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

(ウ) 特例

- a 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- b 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定無し、同じく禁伐と定められている森林にあっては択伐とします。
- c 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年以内とします。

(エ) 間伐の方法及び限度

- a 間伐をすることのできる箇所は原則として、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- b 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で指定施業要件に定められた率とします。

(オ) 植栽の方法及び期間

- a 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

イ 自然公園特別地域内における森林自然公園特別地域内における施業方法の決定は、表1の「特別地域内における制限」により行います。

表1 特別地域内における制限

| 区分      | 制限内容                                                                                                                                                                     |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区  | 特別保護地区内の森林は、禁伐とします。                                                                                                                                                      |
| 第1種特別地域 | <p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は次の規定により行います。</p> <p>ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。</p> <p>イ 択伐率は現在蓄積の10%以内とします。</p> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 種<br>特別地域 | <p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致木については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。</p> <p>ア 一伐区の面積は、2ha以内とします。ただし、疎密度3より多くの保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。</p> <p>イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p> |
| 第 3 種<br>特別地域 | 第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けないものとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

ウ その他の制限林森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとします。なお、その他の制限林における法令等の制限は、表2のとおりです。

表2 その他の制限林における伐採方法

| 区分          | 伐採方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の<br>制限林 | <p>(1) 原則、択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内の、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林については択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。</p> <p>立木の伐採に当たっては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐としますが、次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。</p> <p>ア 伐採面積が1ha未満のもの</p> <p>イ 森林施業計画で皆伐として計画されたもの</p> <p>(4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）の森林は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、原則、禁伐とします。</p> |

### (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業体、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項  
特になし

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】(別紙のとおり)

1 共通のゾーニング

2 上乗せゾーニング

3 独自ゾーニング

【道有林】

1 共通ゾーニング

| 区分                  | 森 林 の 区 域 |      | 面積 (ha) |
|---------------------|-----------|------|---------|
|                     | 林班        | 小 班  |         |
| 水源涵養林 <sup>ひん</sup> |           | 該当なし |         |
| 山地災害防止林             | 14        | 全域   | 920.29  |
|                     | 15        | 全域   |         |
|                     | 16        | 全域   |         |
|                     | 17        | 全域   |         |
|                     | 18        | 全域   |         |
|                     | 19        | 全域   |         |
|                     | 20        | 全域   |         |
| 生活環境保全林             |           | 該当なし |         |
| 保健・文化機能等維持林         | 17        | 全域   | 528.31  |
|                     | 18        | 全域   |         |
|                     | 19        | 全域   |         |
|                     | 20        | 全域   |         |
| 木材等生産林              |           | 該当なし |         |
| 特に効率的な施業が可能な森林      |           | 該当なし |         |

2 上乗せのゾーニング

| 区 分      | 森 林 の 区 域 |      | 面積 (ha) |
|----------|-----------|------|---------|
|          | 林班        | 小 班  |         |
| 水資源保全ゾーン |           | 該当なし |         |

|            |    |      |        |
|------------|----|------|--------|
| 生物多様性保全ゾーン |    |      |        |
| 水辺林タイプ     |    | 該当なし |        |
| 保護地域タイプ    | 17 | 全域   | 528.31 |
|            | 18 | 全域   |        |
|            | 19 | 全域   |        |
|            | 20 | 全域   |        |

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林区域

【一般民有林】（別紙のとおり）

【道有林】

| 区分                                                                              | 施業の方法                      |                           | 森林の区域 |      | 面積<br>(ha) | 森林経営計画における主な実施基準（参考）（注 1）                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------|-------|------|------------|---------------------------------------------------------------------|
|                                                                                 |                            |                           | 林班    | 小班   |            |                                                                     |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）                                          | 伐期の延長を推進すべき森林              |                           |       | 該当なし |            | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：20ha を超えないこととする                            |
|                                                                                 | 伐採面積の規模の縮小を行うべき森林<br>（注 2） |                           |       | 該当なし |            | 主伐林齢：標準伐期齢＋10年以上<br>皆伐面積：10ha 以下                                    |
| 森林の有する土地に関する災害の防止機能・土壌の保全の機能、快適な環境形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林（山地災害防止林、保健・文化機能等維持林） | 長伐期施業を推進すべき森林<br>（注 3）     |                           |       | 該当なし |            | 主伐林齢：注 3 の表による<br>皆伐面積：20ha を超えないこととする                              |
|                                                                                 | 複層林施業を推進すべき森林              | 複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く） | 14    | 全域   | 391.98     | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：70%以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の 1/2 以上を維持する           |
|                                                                                 |                            |                           | 15    | 全域   |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           | 16    | 全域   |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           |       |      |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           |       |      |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            | 択伐による複層林施業を推進すべき森林        | 17    | 全域   | 519.03     | 主伐林齢：標準伐期齢以上<br>伐採率：30%以下又は 40% 以下<br>その他：標準伐期齢時の立木材積の 7/10 以上を維持する |
|                                                                                 |                            |                           | 18    | 全域   |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           | 19    | 2    |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           | 20    | 2    |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           |       |      |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           |       |      |            |                                                                     |
|                                                                                 |                            |                           |       | 該当なし |            |                                                                     |

|  |                             |  |  |                                |
|--|-----------------------------|--|--|--------------------------------|
|  | 特定広葉樹の育成を行う森林<br>施業を推進すべき森林 |  |  | 特定広葉樹について、標準伐<br>期齢時の立木材積を維持する |
|--|-----------------------------|--|--|--------------------------------|

別表3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

【一般民有林】（別紙のとおり）

別表4 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】（別紙のとおり）

【道有林】

| 区分  | 対象鳥獣の種類 | 森林の区域 |    | 面積     |
|-----|---------|-------|----|--------|
|     |         | 林班    | 小班 |        |
| 道有林 | エゾシカ    | 14～20 | 全域 | 920.29 |